

## 消費者庁との打合せの概要（畳類公正競争規約関係）

日 時：平成27年12月21日（月）15:00～16:30

場 所：中央合同庁舎 4 号館会議室（1221号室）

出席者：消費者庁表示対策課

畳類公正競争規約作成連絡会 副会長、規約作成委員長、委員  
（オブザーバー） 農林水産省

概 要：修正した規約・施行規則案を説明した後、意見交換。主な内容は以下のとおり。

### ○畳類公正競争規約・施行規則案について

#### ◇連絡会から

- ・これまでの消費者庁との相談及び幹事会、合同委員会での検討をもとに修正した規約・施行規則案について、主な修正点を説明した。

#### ◇消費者庁から

- ・規約・施行規則案の内容に関し、下記について指摘、質問。
  - \* 施行規則の「畳床」の説明において、「JIS A・・・に準ずるもの」とあるが、準じていることを誰が認証するのか。JISと同じでは問題があるのか。いずれにしても適切な表現となるよう整理してはどうか。
  - \* 規約の「事業者」の定義において、「公正取引協議会の構成団体に所属する」との表現は規約の「公正取引協議会の設置」における説明部分と内容が重複するため不要ではないか。
  - \* 規約の「資格」の定義において、該当する資格の具体名を施行規則に全て示して欲しい。
  - \* 規約の商品説明書と納入仕様書の必要表示事項において、具体的な表示事項については施行規則の別表に整理してはどうか。
  - \* 施行規則の経糸に関する綿、綿綿、麻綿等や混紡に関する説明、その他の畳表の素材に関する説明、表面加工の目的の防かび等の具体例、出品単位や出荷単位などの用語は、運用細則等にまとめた方がよいのではないか。
  - \* 施行規則の表替え、裏返しなどの作業の内容など表示を行わない事項については、規約の必要表示事項を規定している箇所にただし書きで規定してはどうか。
  - \* 施行規則の畳表、畳床を譲受け又は譲渡しにおける情報伝達の説明において、各号で示している具体的な記載又は記録事項については、施行規則の別表で整理してはどうか。
  - \* 施行規則の畳表を販売した事業者が、畳表を分割して譲渡しをする場合の情報伝達の説明については、分割した畳表の譲渡しの相手にそれぞれ出荷証明書を渡す義務があるのならば、義務事項であることがわかる表現にしてはどうか。
  - \* 施行規則の公正取引協議会による情報伝達の検証における事業者の協力については、義務事項であるならば、規約でなんらかの規定をすることが必要ではないか。
  - \* 規約の特定用語の具体例については、事実上ほぼ使用を禁止することになる。一定の条件を満たせば表示できる用語を定めるときは、施行規則に示すか、もしくは施行規則の「特定用語の使用の判断基準」を別途具体的に示し、どのような場合に使用可能であることを明示しておくことが望ましい。

- \* 規約の会員証紙に関する規定において、会員証紙の表示を義務化しているが、他業種の規約において通常は、会員証紙(や公正マーク)の貼付は義務ではなく、出来る規定にしている。会員証紙(や公正マーク)の表示を、義務事項とするのか出来る規定とするのかを、他の規約も参考にしたうえで、改めて検討してはどうか。